

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第12号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について
提 案 理 由	教員の人材確保の必要性を踏まえ、高等学校等教育職給料表又は小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が1級である者（以下「教育職給料表1級適用職員」という。）の初任給に係る経過措置の期間を見直すこととし、本件を上程するものである。
概要又は要旨	1 改正の趣旨 (1) 教育職給料表1級適用職員の初任給に係る経過措置を当分の間継続するもの (2) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和3年4月1日
備 考	【参考】現行の経過措置の内容 令和2年度の制度改正（初任給の見直し・高年齢職員の経験年数の見直し）に伴い、令和元年度末から引き続いて教育職給料表1級適用職員として任用される者の号給が引下げになる場合は、令和3年3月31日までに限り、制度改正前の号給とするもの ⇒今回の改正により、令和3年度以降も制度改正前の号給とする。
必要となる取組	この案件は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第12号

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

令和3年 3月16日  
堺市教育委員会  
教育長 中谷省三

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
の一部を改正する規則

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「その退職に引き続いて」を「施行日以後に」に改め、「なる場合」の次に「（施行日から再び教育職給料表1級適用職員となる日までの間に教育職給料表1級適用職員として在職していない期間がある場合を除く。）」を加え、「施行日から令和3年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に限り」を「当分の間」に改める。

附則第3項中「地方公務員法」を「施行日から施行日の属する年度の末日までの間（以下「特定期間」という。）に地方公務員法」に、「経過措置期間」を「特定期間」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 施行日の前日において堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの（以下「教育職給料表1級適用職員」という。）であった者が<u>その退職に引き続いて再び教育職給料表1級適用職員となる場合において、この規則による改正後の堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「新規則」という。）第4条、第6条又は第7条の規定によりその者の号給を決定することとしたときには施行日の前日にその者が受けていた号給（給料表の適用を異にする場合にあっては、施行日以後に適用する給料表の適用を受けていた場合に施行日の前日にその者が</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 施行日の前日において堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの（以下「教育職給料表1級適用職員」という。）であった者が<u>施行日以後に再び教育職給料表1級適用職員となる場合（施行日から再び教育職給料表1級適用職員となる日までの間に教育職給料表1級適用職員として在職していない期間がある場合を除く。）</u>において、この規則による改正後の堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「新規則」という。）第4条、第6条又は第7条の規定によりその者の号給を決定することとしたときには施行日の前日にその者が受けてい</p>

受ける号給とする。以下「旧号給」という。)より下位の号給に決定することとなるときは、これらの規定にかかわらず、施行日から令和3年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に限り、旧号給をもってその者の号給とすることができる。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者に対し、経過措置期間中に行う昇給の号給数は、新規則第15条の規定にかかわらず、前項の規定により決定したその者の号給の号数から同項の規定の適用を受けなかった場合に新規則第4条、第6条又は第7条の規定により決定するその者の号給の号数を減じて得た数を新規則第15条の規定によるその者の昇給の号給数から減じて得た数に相当する号給数とする。

4 (略)

た号給(給料表の適用を異にする場合にあっては、施行日以後に適用する給料表の適用を受けていた場合に施行日の前日にその者が受ける号給とする。以下「旧号給」という。)より下位の号給に決定することとなるときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、旧号給をもってその者の号給とすることができる。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日から施行日の属する年度の末日までの間(以下「特定期間」という。)に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者に対し、特定期間中に行う昇給の号給数は、新規則第15条の規定にかかわらず、前項の規定により決定したその者の号給の号数から同項の規定の適用を受けなかった場合に新規則第4条、第6条又は第7条の規定により決定するその者の号給の号数を減じて得た数を新規則第15条の規定によるその者の昇給の号給数から減じて得た数に相当する号給数とする。

4 (略)